

## 【労務】「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化

令和2年6月1日に「改正労働施策総合推進法」が施行され大企業については、すでに2020年6月よりパワーハラスメント防止措置を取ることが義務化されていますが、これまで努力義務とされていた中小企業にも2022年4月1日からパワーハラスメント防止措置が義務化されます。ここでは中小企業向けに、パワハラに該当する行為や、パワハラ防止法によって義務化された対策措置の内容などについてご紹介します。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/220305-01.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000611025.pdf>

## 【経営】個人情報保護委員会よりマンガで学ぶ個人情報保護法が公表

個人情報保護委員会のホームページにおいて、「マンガで学ぶ個人情報保護法」のページが公表されています。これは、架空の会社を舞台にしたマンガで、個人情報保護法の基本や令和2年改正法のポイントを紹介するものです。第1話～第6話が基本編、第7話～第12話が改正法編となっており、それぞれ、最後にクイズが用意されており、重要点を確認することができます。一度ご覧になって、個人情報の保護に関するルールを再確認してみたいかがでしょうか？

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/220305-02.pdf>

参照ホームページ[個人情報保護委員会]

[https://www.ppc.go.jp/news/anime\\_personalinfo/top/](https://www.ppc.go.jp/news/anime_personalinfo/top/)

## 【労務】厚生労働省よりミニリーフレット「イクメンのススメ」の最新版（令和3年度版）が公表

厚生労働省が運営するサイト「育MEN（イクメン）プロジェクト」から、ミニリーフレット「イクメンのススメ」の令和3年度版が公表されています。育児休業取得について悩んでいる男性の方に向けた、Q&Aや実際に育児休業を取得した「イクメンの星」の体験談を凝縮させミニリーフレットとして掲載しています。

同サイトでは、この資料について、企業の経営者、人事労務担当者の方へ向けて、「これから父親・母親になる、または子育て期の社員への周知、また、社員・管理職層に対する研修資料としても活用するよう、呼びかけています。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/220305-03.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/library/download/susume/>

※ 掲載記事に関してご質問等がございましたらお気軽にご連絡ください。



千代田区飯田橋 1-8-10 キャッスルウェルビル 8階  
あすか 社会保険労務士法人  
TEL03-3511-3524 FAX03-3511-3525  
E-mail [info@asuka-sr.or.jp](mailto:info@asuka-sr.or.jp)  
HP <http://www.asuka-sr.or.jp/>